神戸大学大学院国際文化学研究科授業科目の先行履修に関する内規

（趣旨）
第１条　この内規は，神戸大学における大学院授業科目の先行履修に関する規程(令和５年９月 26 日制定。以下「規程」という。)第９条の規定に基づき，神戸大学（以下「本学」という。）の学部生が国際文化学研究科（以下「研究科」という。）の授業科目を履修すること(以下「先行履修」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

（申請資格）
第２条　先行履修を申請することができる者は，本学の学部４年次以上の学生で，研究科に入学を希望する学生とする。ただし，前期開講科目は４年次に進級見込みの学生が申請できるものとする。なお，いずれの場合も，申請時において学部卒業に必要な単位のうち 100 単位以上を修得済みであり，かつ GPA3.00 以上であることが求められる。

(申請手続き)
第３条　先行履修を希望する者は，所定の期日までに，神戸大学大学院国際文化学研究科科目等履修生規程第８条の規定にかかわらず，次の各号に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。
　(1)大学院科目等履修（先行履修）願（本研究科所定の書式）
　(2)学業成績証明書
2　先行履修することができる単位数は，12 単位までとする。
3　前項により申請できる授業科目は別に定める。

(履修の許可)
第４条　前条の申請があったときは，書類審査のうえ教授会の議を経て履修を許可するものとする。

（在籍期間）
第５条　在籍期間は，履修を許可された授業科目の開講学期とし，１年以内とする。

（試験）
第６条　先行履修を許可された学部生（以下「先行履修生」という。）は，履修した授業科目について試験を受けることができる。

（単位修得証明書の交付）
第７条　先行履修生に対しては，前条の試験に合格した授業科目について，単位修得証明書を交付する。

（単位の認定）
第８条　先行履修により修得した単位は，研究科に入学した場合は 12 単位を限度として研究科の修了要件単位に含めることができる。
2　前項による単位認定を受けようとする者は，入学前の既修得単位認定に関する内規第３条の規定にかかわらず，研究科に入学した年度の所定の期日までに，次の各号に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。
　(1)先行履修による大学院授業科目の単位認定申請書（本研究科所定の書式）
　(2)単位修得証明書
3　既修得単位の認定は，神戸大学教学規則第 75 条，国際文化学研究科規則第 24 条及び規程第８条の規定に基づき行う。

（雑則）
第９条 この内規に定めるもののほか，先行履修に関し必要な事項は，教授会の議を経て研究科長が定めるものとする。

附　則
この内規は，令和５年11月17日から施行する。